



◆老齢年金の請求手続について

老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した期間が10年以上ある場合に、65歳から受け取ることができま

す。
年金は、受け取る権利（受給権）が発生したときに自動的に始まるものではありません。老齢年金を受け取るためには、年金の請求手続が必要です。

①年金請求書の送付

65歳に老齢基礎年金、老齢厚生年金の受給権が発生する方には、65歳に達する日（65歳の誕生日の前日）受給権発生日の3か月前に年金加入記録が印字された「年金請求書（事前送付用）」が日本年金機構からご本人あてに送付されます。

②年金請求書の提出

年金請求の提出方法は、紙の請求書を旭川年金事務所又は役場住民課窓口（※）に提出する方法（郵送可）と電子申請による方法があります。

紙の方法による請求手続を行う場合、65歳の誕生日の前日以降に行うこととなりますので、ご注意ください。

なお、令和6年11月1日からは、請求書に個人番号（マイナンバー）を記載することで、原則、戸籍や住民票、所得証明書などの添付を省略することができるようになり、手続負担の軽減が図られています。
※年金加入期間が国民年金第1号被保険者のみの自営業者、農業者などの方は、役場住民課窓口に提出してください。

③年金の受け取り

年金請求書の提出から1～2か月後に「年金証書・年金決定通知書」が日本年金機構から送付されます。

また、「年金証書・年金決定通知書」がお手元に届いてから1～2か月後に年金の支払の案内（年金振込通知書・年金支払通知書又は年金送金通知書）が送付され、年金の受け取りが始まります。

年金は、受給権発生日が含まれる月の翌月分から受給することができ、原則、偶数月の15日に前月と前々月の2か月分の年金が振り込まれます。

◆年金の繰上げ受給・繰下げ受給について

老齢基礎年金、老齢厚生年金は、原則として、65歳から受け取ることができですが、希望により、年金の支給を繰上げ又は繰下げして受け取ることができます。

●年金の繰上げ受給

60歳から65歳になるまでの間に年金を繰上げて受け取る制度です。ただし、繰上げ受給の請求をした時点で応じて年金額が減額され、その減額率は一生変わります。

また、原則として、老齢基礎年金と老齢厚生年金は同時に繰上げ請求する必要がありますので、ご注意ください。

●年金の繰下げ受給

年金を65歳で受け取らずに、66歳を過ぎてから請求し、繰下げて受け取る制度です。令和4年4月からは、年金の繰下げ受給の上限年齢が70歳から75歳に引上げられました。

繰下げた期間によって年金額が増額され、その増額率は一生変わりません。

なお、老齢基礎年金と老齢厚生年金は、別々に繰下げすることができます。



◆年金事務所への年金相談や手続の際は、事前予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や各種手続について、事前予約が可能です。待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

①予約は、相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

②予約の際は、基礎年金番号が分かるもの（年金手帳、年金証書など）を用意し、全国共通の予約専用受付電話「0570-054890」又は旭川年金事務所にお申込みください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

☎26-9026

日本年金機構 旭川年金事務所

☎0166-25-5606